

チエンジが完成する計画で現在工事が進んでいます。

町ではここに道の駅を中心に、農業体験施設や隣接する利根川を活用した舟運による周辺地域との連携など、特徴をもった施設の建設を計画しています。

特に、地元で生産された安全・安心な農産物の販売などを行う計画で食に対する安全を発信して生産者と消費者をつなぐ施設にしたいと考えています。

詳細については、「(仮称)神崎IC周辺地域整備事業及び道の駅基本計画」をまちづくり課で閲覧を行っています。計画に対する貴重な意見や提案を承っておりますのでお寄せください。

今後も町民の皆さまと、このような意見交換ができる場を持ちたいと考えています。

72 お問い合わせ 総務課 ☎ 21111



「いつひょう日」選ぎよに行った?」が合言葉

3月29日(日) 千葉県知事選挙投票日

千葉県知事選挙は、3月12日(日)に告示され、3月29日(日)が投票日です。私たちが住む、千葉県の将来を決めるとても大事な選挙です。棄権しないで必ず投票しましょう。

投票できる方

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている方です。

- ・平成元年3月30日までに生まれた方
- ・平成20年12月11日までに神崎町の住民基本台帳に登録された方

投票時間

午前7時～午後8時まで

投票所

- ・第1投票所 神崎小学校体育館
- ・第2投票所 米沢小学校体育館

投票日に用事がある方は 期日前投票を

- 投票期間 3月13日(金)～3月28日(土)までの毎日
- 投票時間 午前8時30分～午後8時まで

投票できる方  
投票日に、仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない方

期日前投票所

役場1階小会議室

投票所入場券をご持参ください。

病院などに入院中の方は 不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)している方は、施設内で不在者投票ができます。

詳しくは入院(入所)している病院等に申し出てください。

身体に障害のある方は 郵便による投票を

郵便による不在者投票ができる方  
身体障害者手帳を持っている方  
戦傷病者手帳を持っている方

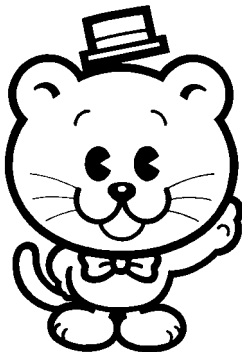
介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方

郵便による投票をする方は、事前に町選挙管理委員会へ「郵便等投票証明書」発行の申請をしてください。

郵便等投票証明書(7年間有効)の交付を既に受けている方は、投票用紙の交付の申請をしてください。

最近、神崎町へ転居して 来られた方へ

平成20年12月12日以降に本町に転居して来られた方は、本町では投票できませんが、千葉県内の他の市町村から転居された方は、旧住所地で投票できる場合があります。なお、この場合、投票の際には、市区町村長が発行する「引き続き県内に住んでいることの証明書」の提示が必要となります。



選挙に関するお問い合わせは、神崎町選挙管理委員会(☎ 21111)まで。